

令和7年度 第5回杵築市農業委員会総会議事録

令和7年8月8日 金曜日 午後1時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館
2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	長 友 礼 子	3番	藤 原 洋 三
4番	小 野 弘 文	5番	田 坂 圭 司	6番	阿 部 正 俊
7番	古 宮 輝 美	8番	永 野 恵	9番	河 野 秀 徳
10番	岩 尾 一 也	11番	藤 松 美 潮	12番	廣 石 良 幸
13番	松 田 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

8番 永野 恵

1.総会に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河 村 全 明	緒 方 幸 茂	工 藤 健 司	川 野 勝 彦	杉 本 幸 雄
片 岡 正 子	藤 崎 公 徳	荒 巻 良 直	三 浦 政 己	川 崎 孝 子
古 宮 政 俊	加 藤 定 一	甲 斐 義 信	伊 藤 美 生	宮 本 達 夫
豊 田 健 二	野 田 由 紀	三 浦 真 治		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主査	阿 部 貴 之

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第	21	号	農地法第3条の申請について
議案第	22	号	非農地証明願いについて
議案第	23	号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
報告第	4	号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	<p>それでは、令和7年度第5回杵築市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>(13 : 35 開始)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、9番河野秀徳委員、10番岩尾一也委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より中根次長並びに阿部主査を指名いたします。</p>
議長	<p>本日の議事案件は、議案第21号から議案第23号までの3議案27件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>まず、はじめに「議案第21号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
阿部主査	<p>事務局の阿部です。よろしくお願いします。</p> <p>「議案第21号」農地法第3条の申請について</p> <p>農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。</p> <p>ア. 所有権の移転</p> <p>番号1番、これは前回の、総会からの継続案件です。</p> <p>申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]、地番[]、地目、台帳現況ともに畑、地積[]㎡、ほか1筆、合計2筆の[]㎡。譲受人の経営面積は田・畑合わせて[]a。理由は、管理が困難、空き家の取得と経営拡大です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番については継続案件であり、前回の総会で、すでに地区担当委員の意見は求めていますので、ここでは省略いたします。続けて許可基準について事務局の説明を求めます。</p>
阿部主査	<p>許可基準です。農地の管理が困難な譲渡人と、空き家取得後、隣接する農地も取得する譲受人との間で、売買の話がまとまったための申請です。</p> <p>前回の総会時に継続案件となりましたのは、申請地取得後の計画が不明であること、また、既に所有している大田地域の農地について管理不備が指摘されたことによるものでした。そこで、まず申請地での計画につきまして、計画書の提出がありましたので、ご覧いただきます。事業計画の内容をかいつまんで説明します。</p> <p>計画書には今回の申請地における、「コンセプト（方針）」、「期待される効果」、「具体的な内容」、「アイデア」、「課題」、「今後の予定」などが示されています。</p> <p>まず、今回の申請地では、地域住民が「集う場」、「身近な場所での農業体験の場」、「土と触れ合う場」、農地を「生産」の場ではなく、「住民の交流」の場にすることを重点に置き、多機能ガーデンにするということをコンセプトにしています。</p> <p>期待される効果として、農業体験の場・農業のノウハウを学習し自ら作物を作る場・自然に触れ合う場として活用することにより、地域住民のコミュニティの希薄化の解消・高齢者の孤立化の解消、さらには地域の魅力アップにつながり、外からの人が集まることによる、人口減少の解消につながる効果を期待しています。</p> <p>申請地を将来、こういった農地にしたいというイメージの写真です。右上の写真ですが、今回</p>

	<p>の申請地が、■■■■の住宅地にある、広大な農地であるという好条件を最大限に活用し、地域住民参加型農園を目指しています。</p> <p>野菜以外に生産サイクルの長いレモン、ブドウといった果樹類や花なども栽培する計画です。</p> <p>収益については、譲受人は■■■■も運営しており、ツアーで来日する、多くの参加者は富裕層で、無農薬や有機栽培に対し、大きな価値を置いています。既に需要もあることから、少量の作物でも高付加価値での販売が可能であると考えています。身近な地域での販売、例えば、■■■■地域の「■■■■」や、■■■■地域のスーパー「■■■■」内にある「■■■■」と併せ、海外の販路拡大も可能な環境が整っており、販売での収益が期待されます。</p> <p>また、自ら作物を栽培する人については会員制として年会費の収益や、イベントなども開催することで、参加料の収益も期待しています。なお、農地で年会費や参加料などの収益をあげることに問題はないことは確認済みです。年間の収益の見込みや今回の土地購入価格分の精算といった試算は示されていませんが、収益をあげることに、先ほどのコンセプトで示されている農地が果たす役割や効果を収益以上に期待して、今回の農地取得を決断したようです。</p> <p>農地取得後のスケジュールです。取得後は、自然栽培農法の会得や石などの除去、農地のデザインの決定。また、■■■■管理者と連携し、地域や住民の実情調査を行います。2026年春には、地域の方の参加を呼びかけるとともに、イベントも随時開催していく計画です。</p> <p>最後に、今回の農地の取得が持続可能な畑作りと、コミュニティの集いの場としての庭造りを可能とし、地方創生や景観の保全、空き地解消、豊かな暮らしの実現に繋げていくと示しています。以上が計画書の内容です。</p> <p>つづいて、現在、取得している■■■■地域の管理が行き届いていない農地について、指導を行ったところ、写真のように草刈り行いました。その後、現地立会を、譲受人の代理人2名と、地元の農業委員、推進委員と共におこないました。トラクターを導入した除草管理の指導と、今回に限らず継続した管理を行うよう指導したところ、今後も継続することの意思確認ができました。また、農業委員会としても、継続的に農地パトロール等で管理状況を見守っていきます。</p> <p>よって今回の農地の取得に関し、耕作及び管理に問題ないと判断します。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われまます。また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号2番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに畑、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は田畑合わせて■■■■a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	7月22日、■■■■委員、事務局2名、譲受人の■■■■さんご夫婦と現地確認を行いました。自宅

	横に畑があり、その隣が申請地です。以前までは、譲渡人から借りていたが、今後も使い続けたいため、必要分のみ分けてもらう話になったようです。譲受人の妻が主体となって野菜作りを続けていくようですので、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。
議長	2番について、 ■■■■ 農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■ 委員	■■■■ 委員の申しあげたとおりです。将来的には、譲受人も一緒にするようですので、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、市外在住のため農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、申請となりました。譲受人は譲渡人と同級生の間柄で、申請地の隣接地に居住し、申請地をこれまで管理してきたことから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないと判断されます。取得後は、引き続きキャベツ、じゃがいも等の野菜類の栽培を行うとのことです。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号3番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番1■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■m²、合計1筆の■■■■m²。譲受人の経営面積は田畑合わせて104.9a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、 ■■■■ 農地委員より説明願います。
■■■■ 委員	<p>7月23日、■■■■委員、事務局2名、譲渡人の■■■■さんで現地確認をしました。</p> <p>申請地は、以前から譲受人の■■■■さんが耕作しており、譲渡人が高齢になったため、所有権移転の話になったようです。譲受人は、地元で長年農業に従事しているため、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	3番について、 ■■■■ 農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■ 委員	■■■■ が申しあげたとおりです。譲受人は、現地確認に来られませんでした。後日、譲受人とも会うことができました。申請地について、長年作っており今後も頑張っていくとのことでした。審議のほどよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住し、耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、申請となりました。譲受人は、申請地周辺に居住し、20数年前から申請地も含め水稻を耕作していることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻栽培を行うとのことです。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要</p>

	<p>件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号4番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■番、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、他1筆、合計2筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は田畑合わせて■■■■a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	7月23日、■■■■委員、事務局2名、譲渡人と現地確認しました。譲渡人の夫が管理していましたが、数年前に亡くなっており、本人も病弱なため管理ができなくなったとのこと。以前から作ってくれていた譲受人に買ってもらう話になったようです。審議のほどよろしく願います。
議長	4番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	■■■■委員が申しあげたとおりです。譲受人は申請地周辺も耕作しているので、問題ないと思います。審議のほどよろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住し、耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、申請となりました。譲受人は、申請地周辺に居住し、10数年まえから申請地を含め既に水稻を耕作していることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻栽培を行うとのこと。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号5番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、他4筆、合計5筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■アール。</p> <p>理由は、子への贈与、親からの受贈です。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	7月23日、■■■■委員、事務局2名、譲渡人と現地確認しました。親子で同居しており、生前一括贈与のようです。特に問題ありませんので、審議のほどよろし

	くお願いします。
議長	5番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 委員が申しあげたとおりです。審議のほどよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、譲渡人と同居しており、会社勤めをしながらも共に水稻の耕作や花き栽培の手伝いをしていることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻栽培を行うとのことです。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号5番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われま。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第21号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第21号」については、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第21号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に「議案第22号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>議案第22号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、 、 、申請の土地、大字 、地番 、地目田、地積 m²、合計1筆の m²。申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和55年4月2日付けで農地法第5条許可を受け、宅地造成工事を行ったが、地目変更登記をしていなかったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	7月17日、 委員、事務局2名と現地確認を行いました。10年以上前に転用の許可をもらったがそのままだったとのことです。申請地は、雑種地に地目変更するようです。審議のほどよろしくお願いします。

議長	1 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 委員の申し上げたとおりです。審議のほどよろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を7月17日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。申請者は、昭和55年の転用許可後、売買により申請地を取得しています。ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第2の2に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に売却する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2 番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号2番、申請者、 、 、申請の土地、大字 、地番 、地目畑、地積 m²、他5筆、合計6筆の m²。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成4年頃までは、前所有者である父が米や野菜を作っていたが、市外在住で管理も困難なため、やむなく耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	2 番について、 農地委員より説明願います。
 委員	7月17日、 委員、事務局2名と現地確認を行いました。申請地は、道路に挟まれている土地で雑草が生い茂っており、農地に復元は難しいように思われます。審議のほどよろしく願います。
議長	2 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 委員の申し上げたとおりです。審議のほどよろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を7月17日に、 地委員、 農業委員と確認しました。申請者は、平成4年に父からの相続により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は5月20日付けで農用地区域からの除外申請を予定しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に原野として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3 番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号3番、申請者、 、 、申請の土地、大字 、地番 、地目田、地積 m²、他5筆、合計6筆の m²。申請地の状況は原野及び山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和60年頃までは、前所有者である父が養蚕業を営むための桑畑として管理していたが、高齢になったこと、農地としての管理が困難になったことからやむなく耕作</p>

	を断念したとのことです。 以上です。
議長	3番について、 農地委員より説明願います。
 委員	7月17日、 委員、事務局2名と現地確認を行いました。申請地は、桑畑だったこともあり、雑木林・竹藪になっている状態です。審議のほどよろしく願います。
議長	3番について、 農業委員よりご意見があれば願います。
 委員	 委員の申し上げたとおりです。審議のほどよろしく願います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を7月17日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。申請者は、平成31年に父からの相続により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は9月20日付けで農用地区域からの除外申請を予定しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更後に原野・山林として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号4番、申請者、 、 、申請の土地、大字 、地番 、地目田、地積 m²、他3筆、合計4筆の m²。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成22年に相続によって申請地を取得したが、取得時点から雑木・竹が生い茂っており、農地としての利用を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、 農地委員より説明願います。
 委員	7月22日、 委員、事務局2名と現地確認を行いました。取得当時から雑木が生い茂っており、農地としての利用をあきらめたようです。審議のほどよろしく願います。
議長	4番について、 農業委員よりご意見があれば願います。
 委員	 委員の申し上げたとおりです。かなり荒れており農地性のない土地ですので、審議のほどよろしく願います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を7月22日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。申請者は、平成22年に相続により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は9月20日付けで農用地区域からの除外申請を予定しており、各関係機関・関係者とは協議済みです</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に山林として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>

議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号5番、申請者、 ■■■■ 区、 ■■■■ 、申請の土地、大字 ■■■■ 、地番 ■■■■ 、地目田、地積 ■■■■ ㎡、合計1筆の ■■■■ ㎡。申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、前々所有者である祖父の代の昭和47年頃から宅地として利用しており、平成11年頃に前所有者である父が現在の住宅を建築してしまったとのことです。 以上です。
議長	5番について、 ■■■■ 農地委員より説明願います。
■■■■ 委員	7月23日、 ■■■■ 委員、事務局2名と現地確認を行いました。申請地は、すでに家が建っており、祖父の代から宅地として利用しているようです。祖父から申請者に名義を変えようとしたところ、地目が田であると判明したようです。審議のほどよろしくお願います。
議長	5番について、 ■■■■ 農業委員よりご意見があればお願います。
■■■■ 委員	■■■■ 委員の申し上げたとおりです。審議のほどよろしくお願います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を7月23日に、 ■■■■ 農地委員、 ■■■■ 農業委員と確認しました。申請者は、平成11年に時効取得により申請地を取得しています。時効取得とは、民法162条に定められており、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の土地を10年または20年占有すると、時効によりその所有権を取得することができる制度のことです。今回の ■■■■ さんのケースは、申請地の前所有者が複数人の親族の共有名義だったことから、通常的所有権移転登記手続きが困難だったため、時効取得制度の援用を行ったとのことです。なお、祖父の代から現在まで宅地として利用していたことについては、申請者からの始末書が提出されています。申請地の現況は証明書発行基準第2の5に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、これまでどおり宅地として管理するとのことです。 以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号6番、申請者、 ■■■■ 、 ■■■■ 、申請の土地、大字 ■■■■ 、地番 ■■■■ 、地目田、地積 ■■■■ ㎡、他3筆、合計4筆の ■■■■ ㎡。申請地の状況は原野及び山林で、転用又は耕作放棄された理由は、 ■■■■ については、平成17年頃まで前所有者である母が野菜を作っていた。また ■■■■ と他2筆については、昭和60年頃まで前々所有者である祖母が放牧地として管理していたが、市外在住で管理も困難なため、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	6番について、 ■■■■ 農地委員より説明願います。
■■■■ 委員	7月16日、 ■■■■ 委員、事務局2名と現地確認を行いました。申請地は、家庭菜園や放牧地として利用していたようです。現在は、草木が生い茂っており、今後は、原野・山林として管理し

	ていくようです。審議のほどよろしく申し上げます。
議長	6番について、 ■■■■ 農業委員よりご意見があれば申し上げます。
■■■■ 委員	■■■■ 委員が申し上げたとおりです。管理も難しいようです。審議のほどよろしく申し上げます。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を7月16日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、令和5年に母からの相続により申請地を取得しています。申請地の現況は証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更後に原野・山林として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号7番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目田、地積■■■■m²、他2筆、合計3筆の■■■■m²。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成27年頃まではお米を作っていたが、高齢になったこと、管理も困難なことからやむなく耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	7番について、 ■■■■ 農地委員より説明願います。
■■■■ 委員	7月23日、 ■■■■ 委員、事務局2名と現地確認を行いました。平成27年ごろまでは、お米を作っていたが、高齢になり草刈りも難しいとのことでした。現地は、草木が生い茂っている状態でした。審議のほどよろしく申し上げます。
議長	7番について、 ■■■■ 農業委員よりご意見があれば申し上げます。
■■■■ 委員	■■■■ 委員の申し上げたとおりです。雑木が生えており、農地としては使えない状態です。審議のほどよろしく申し上げます。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を7月23日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、平成27年に父からの相続により申請地を取得しています。申請地の現況は証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は5月20日付けで農用地区域からの除外申請を予定しており、各関係機関・関係者とは協議済みです</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に原野として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第22号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。

議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第22号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第22号」については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第23号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の4番及び11番についてを議題といたします。番号4番及び11番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、加藤定一委員には退出していただきたいと思います。
	< ■■■■■委員、退出 >
	それでは事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>「議案第23号」「農用地利用集積等促進計画(案)」に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に係る農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。</p> <p>ア. 利用権の設定(公社への貸付)です。番号4番の案件からご説明いたします。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、■■■■■、■■■■■、借人、大分市、大分県農業農村振興公社理事 長岡本天津男、申請の土地、大字■■■■■、地番■■■■■、地目田、地積■■■■■㎡、合計 1筆の■■■■■㎡です。</p> <p>イ. 利用権の設定(公社からの貸付)です。番号11番、申請人、貸付人、大分市、大分県農 業農村振興公社理事長岡本天津男、借受人、■■■■■区、■■■■■、対象農地は、杵築市■■■■■ ■■■■■、1筆■■■■■㎡です。借受人の■■■■■さんは地域内認定農業者です。</p> <p>利用権の種類は賃借権で、設定期間は10年新規です。耕作作物は水稲となっております。土 地の詳細につきましては、13ページの貸付調書に記載されていますので、各自でお読み取りく ださい。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第23号」の4番及び11番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第23号」の4番及び11番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第23号」の4番及び11番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた加藤定一委員に、事務局より議事への参加を要請し

	て下さい。
	< ■■■■■委員、入室 >
議長	次に、「議案第23号」の1番から3番、5番から10番及び12番から15番についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号4番を除く、番号1番から番号8番も、公社への貸付となります。案件が複数のため、貸人から公社への部分の説明を省略させていただき、公社からの借受人のところから、説明をしたいと思いますので、ご了承願います。</p> <p>番号9番です。貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、■■■■■区、■■■■■ ■■■■■、設立■■■■■年。対象農地は、杵築市■■■■■筆、■■■■■ ■■■■■㎡。土地の詳細は、5ページ、番号1番の土地です。借受人の■■■■■ さんは、地域内の認定農業法人です。利用権の種類は使用貸借権で、設定期間は10年再設定です。耕作作物は水稻です。</p> <p>続いて、番号10番です。借受人、■■■■■区、■■■■■ ■■■■■、設立■■■■■年。対象農地は、杵築市■■■■■7筆、■■■■■㎡。土地の詳細は、5 ページ、2番と3番です。借受人の■■■■■さんは地域内の認定農業法人 です。利用権の種類は使用貸借権で、設定期間は10年再設定です。耕作作物は水稻となっており ます。番号12番です。借受人、■■■■■区、■■■■■、■■■■■歳。対象農地は、杵築市■■ ■■■■■、■■■■■筆、■■■■■㎡。土地の詳細は、6ページ、5番です。借受人の■■■■■ ■さんは、今後、育成すべき農業者です。利用権の種類は使用貸借権で、設定期間は10年新規 です。耕作作物は水稻です。</p> <p>続いて、番号13番です。借受人、■■■■■区、■■■■■、■■■■■歳。対象農地は、 杵築市■■■■■2筆、■■■■■㎡。土地の詳細は、6ページ、6番です。借受人の■■ ■■■■■さんは地域内認定農業者です。利用権の種類は使用貸借権で、設定期間は10年新規です。 耕作作物は水稻です。</p> <p>続いて、番号14番です。借受人、■■■■■区、■■■■■、■■■■■歳。対象農地は、 杵築市■■■■■5筆、■■■■■㎡。土地の詳細は、6ページ、7番です。借受人の■■ ■■■■■さんは地域内の農業者です。利用権の種類は使用貸借権で、設定期間は10年新規です。耕 作作物は水稻です。</p> <p>続いて、番号15番です。借受人、■■■■■区、■■■■■、■■■■■歳。対象農地は、 杵築市■■■■■3筆、■■■■■㎡。土地の詳細は、6ページ、8番です。借受人の■■ ■■■■■さんは地域内新規参入の農業者です。利用権の種類は使用貸借権で、設定期間は10年新規 です。耕作作物は水稻です。なお、土地の詳細につきましては、11ページから17ページまで の貸付調書に記載されていますので、各自でお読み取りください。</p> <p>今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号9番から15番までの合計22筆、■■ ■■■■■㎡。貸し手農家数1戸、借り手農家数7戸、イ.利用権の設定面積は、■■■■■㎡ です。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第23号」の1番から3番、5番から10番及び12番から15番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第23号」の1番から3番、5番から10番及び12番から15番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第23号」の1番から3番、5番から10番及び12番から15番については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第4号」がありますので、事務局より報告願います。
阿部主査	<p>議案書18ページをお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理についてです。</p> <p>下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社理事長岡本天津男、借人、 区、 、申請の土地、大字、 、地番 、地目田、地積m^2、合計筆のm^2です。理由は貸人の都合です。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社理事長岡本天津男、借人、 区、 、申請の土地、大字、 、地番 、地目田、地積m^2、他筆、合計筆のm^2です。理由は貸人の都合です。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、 、 、借人、大分市、大分県農業農村振興公社理事長岡本天津男 申請の土地、大字、 、地番、 、地目田、地積m^2、合計筆のm^2です。理由は貸人の都合です。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、 区、 、借人、大分市、大分県農業農村振興公社理事長岡本 天津男、申請の土地、大字、 、地番、 、地目田、地積m^2、他筆、合計筆のm^2です。理由は貸人の都合です。</p> <p>以上です。</p>
議長	以上をもちまして、令和7年第5回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(14 : 30 終了) スイッチOFF (録音機)